

【平成30年 9月24日(日) 日本経済新聞掲載】
 【平成30年11月 8日(木) 日本経済新聞掲載】
 【平成30年11月 8日(木) 読売新聞掲載】
 【平成30年11月21日(水) 日本経済新聞掲載】

荷主の
皆様へ

トラックドライバーの労働環境改善にご理解・ご協力をお願いします!!

荷主都合による荷積み・荷卸しの際の「待ち時間」、検品・仕分け等の「無償の附帯業務」がドライバーの負担となっています

この度、国土交通省では、運送の対価としての運賃及び運送以外の役務等の対価である「料金」を、トラック運送事業者が適正に收受できる環境を整備するため「標準貨物自動車運送約款」を改正しました。

荷積み・荷卸しの際の「待ち時間」や「無償の附帯業務」を解消するためには、トラック運送事業者自らの努力はもちろんですが、荷主の皆様の計画的な発注などのご協力が欠かせません。

トラックドライバーの労働環境の改善に向けて、是非ともご理解ご協力をよろしく願います。

チェックポイント

- 運送委託者の都合による待ち時間の実態を把握し、対策をとっていますか？
- 運送委託者の都合により生じた待ち時間による追加費用（人件費等）の負担を拒んでいませんか？
- 契約にない附帯業務を無償で要求していませんか？
- 運送以外の附帯業務に対して、適切な対価を支払っていますか？

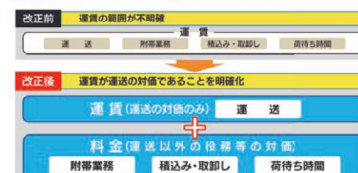


平成29年11月4日よりトラック運送における
運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1 「運賃」と「料金」の区別を明確化しました

運賃が運送の対価であることを明確化します。



2 「待機時間料」を新たに規定しました

荷主都合による待ち時間の対価を「待機時間料」とします。



3 附帯業務の内容をより明確化しました

附帯業務の内容に「棚入れ」、「ラベル貼り」等*を追加します。

*その他の追加する附帯業務：「梱包」、「検品」、「仕分け」
 「はし切」(倉庫等において標準各一定の方法で規則正しく積み上げたり下ろしたりする作業)



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。



上記は平成30年6月に作成配布したパンフレットより抜粋、縮小したものです

道民の願い
交通安全

公益社団法人 北海道トラック協会

ホームページもご覧ください

〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目1-10 ☎(011)531-2215 <http://www.hta.or.jp>